

成年後見 センターだより

発行：新宿区社会福祉協議会
新宿区成年後見センター

令和7年6月1日発行

第26号

地権利用 ★ビフォー・アフター★

どうしたらいいの?? 困ったときに地域福祉権利擁護事業（地権）利用で解決できることがあるかも?

Aさん

おとなりのAさん、ゴミの日も分からなくなっているみたいで、もしかして認知症なんではないか?

先日は「電気がつかない!」とうちに来ました。Aさん宅は山のように郵便物がたまっていました。電気の督促状を見つけ、一緒に払ったら電気はついたのですが…。

Aさんを支援してくれる制度はないですか?

おとなりさん



なぜ電気が止まるのかしら?
よく分からないわ。
誰か手伝ってくれないかしら?



Aさん



ビフォー before

地権 を利用したら…?

アフターは 2面へ!

Bさん

軽度の知的障害があり、一人暮らしをしています。
仕事をしているのに、給料日前にお金が無くなり、ごはんを買えなくなります。携帯電話が止まることもあります…
趣味の映画を楽しみ、好きなものを食べているだけなのに。
だれか何とかして〜〜



Bさん



Aさん

- 1 高齢者総合相談センターに連絡（介護保険制度利用）
- 2 たまっていた書類を一緒に確認
- 3 公共料金の滞納状況を確認・支払い
- 4 金融機関の支店で代わりに記帳・払戻し
- 5 公共料金や福祉サービス利用料を口座引落に変更
- 6 毎月の生活費を本人と相談する

社協が
Aさんと
一緒に

地権契約後、月1回訪問 郵便物確認と生活費のお届け

介護保険制度でヘルパーさんに来てもらえるようになりました。
社協の方と一緒に書類の確認ができ、電気が止まることもなくなりました。
銀行も遠くて行けなくなっていたので、生活費を届けてもらえてありがたいです。



アフター after

現状確認 → 関係機関に連絡 → 支援内容提案 → 安心して生活

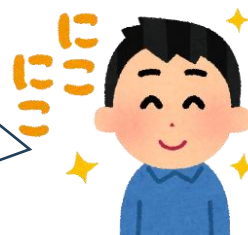
Bさん

- 1 一か月の収入と毎月かかる固定費を確認
- 2 1週間当たりの生活費・趣味に使える金額を確認
- 3 金融機関の支店で一緒に記帳・払戻し
- 4 公共料金等を口座引落に変更
- 5 Bさんの希望があり、通帳を社協で預かる
- 6 Bさんが利用できる福祉サービスを案内

社協が
Bさんと
一緒に

地権契約後、月2回訪問 郵便物確認と金融機関へ同行

自分で通帳を持っていると、つつい使いすぎてしまうので、社協の金庫で預かってもらいました。
月2回に分けて生活費を受け取ることで、食費が足りなくなることが少なくなりました。
趣味の映画も安心して楽しめます。



新宿社協ホームページで 詳しく知りたい！！



地権



どんな人が利用できるの？

●住んでいる所

自宅で生活している人

手帳の有無、病気の確定診断の有無は問いません

●判断能力

十分でないことにより支援が必要な方 ※認知症、精神障害、知的障害など

「誰がきて」「何を手伝ってくれて」「(費用が)いくらかかるか」が分かること

●利用意向

利用する人が「地権を利用したい」と思っていること



できること、できないことは？

●できること

- ・福祉サービスの手続き相談、支払い
- ・日常的な金銭管理支援
- ・金融機関（支店）での払戻し
- ・公共料金などの支払い
- ・通帳、印鑑を預かる ※紛失するときなど
- ・重要書類を貸金庫で預かる ※権利証など

OK

●できないこと

- ・現金、カギを預かること
- ・ATM でカードでの払戻し
- ・日常的な支援の範囲を超えること
※不動産の処分・管理、確定申告、相続手続き他
- ・身体介護、買い物代行などの家事援助
- ・施設入所や入院等の契約手続き
- ・保証人や身元引受人になること



いくらかかるの？

●通帳の預かり なし

1, 500円／1時間（1時間を超えた場合は750円／30分ごとに加算）

●通帳の預かり あり

3, 000円／1時間（1時間を超えた場合は750円／30分ごとに加算）

●貸金庫利用（普段使う通帳以外の重要書類の預かり） あり

時間単位の利用料に加え、1, 000円／月

預貯金・収入が少ない方は、利用料免除制度があります



※令和7年6月1日現在



利用したいときはどうすればいいの？

➡ まずはお電話（03-5273-4522）ください！

もっと詳しく
聞きたい！

出前講座のご案内

① 成年後見制度について

② 地域福祉権利擁護事業(地権)について

③ 法人後見事業について



新宿社協ホームページ



出前講座

職員が地域の皆さんのもとへ出向き、上記の項目について説明する出前講座を無料で行っています。
※内容・詳細については成年後見センター（03-5273-4522）までお問い合わせください。

地権を利用できないときはどうするの？

地権こぼれ話



Q Cさんは認知症が進んでいて、「誰がきて」「何を手伝ってくれて」「いくらかかるか」が分かりません。長谷川式認知症スケールで8点と言われました。地権は使えますか？

A Cさんの場合、地権は利用できません。成年後見制度など、他に利用できる制度を一緒に考えます。

Q Dさんの関係者は金銭管理支援が必要だと思っていますが、Dさん自身が他人に金銭管理の手伝いをしてもらうことはいやだといいます。どうしたらいいですか？

A 地権を利用した時のメリットをDさんに説明しますが、本人が希望しないときは利用できません。本人・関係者と一緒に協議して、なるべく困らない方法を考えます。

7/1(火)

成年後見入門講座

【時間】午後1時～2時45分

【会場】新宿社協 会議室

【講師】加藤 由美 氏(弁護士)

【対象】区内在住・在勤・在学の方

【申込方法】Google フォーム、電話他

※同日、午後3～4時に予約不要の成年後見相談会も開催します。

参加費
無料

6/23(月)
申込締切

詳しくは→



入門講座



申込フォーム

注目！

令和7年4月1日から、成年後見人等の報告書式が新しくなりました。全体的に詳しく記載する様式に変更になっています。今後の裁判所への報告は新書式を使用します。

新書式は東京家庭裁判所のホームページの「後見人等に選任された方へ」、「未成年後見人に選任された方へ」をご確認ください

詳しくはこちら →



東京家庭裁判所

新宿区成年後見センターのご案内

【住所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20 (新宿区社会福祉協議会内)

【電話】03-5273-4522 【FAX】03-5273-3082

【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp

【URL】http://www.shinjuku-shakyo.jp

【開庁時間】月～金曜日 午前8時30分～午後5時(祝日・年末年始を除く)

※ 新宿区成年後見センターは新宿区社会福祉協議会が新宿区から運営を受託しています。